

勤務評価の給与への反映に反対する署名

県教委が「勤務評価を給与に反映」させようとしています

岐阜県でもすでに、S A B C Dの5段階で勤務評価が勤勉手当に反映されています。それを知らない方も多いい中、なぜさらに給与まで反映させる必要があるのでしょうか。そもそも学校教育は、教職員が集団として子どもたちにおこなうものであり、教職員個人を評価することは教育の現場にはなじまないと考えられます。

今以上の勤務評価の反映は、「成果をあげようとして今以上に長時間勤務となる」「育児や介護のためや、体調が悪い時に休んだりすることがはばかれるようになる」「子どもたちの成績その他が評価の対象となると考えて、厳しい先生ばかりになってしまう」などの恐れや、「管理職はすべての先生をきちんと見ることができるのか」などの不信感が強まる恐れがあります。

民間では、「先輩が後輩に何もアドバイスしなくなった」「失敗すると減点されるから自分から何かやることはしない」といったことが起き、成果主義を取りやめた企業もあります。私たちは、「勤務評価を給与に反映」することは、「よりよい教育にマイナスとなる」と考え、強く反対します。



モチベーションが下がらないようにして下さい！

岐阜県教育長 松川禮子 様

2016年 月 日

1. 勤務評価の給与への反映は学校現場のチームワークを阻害するため、行わないこと。
1. 勤務評価の給与への反映は職員団体と十分協議しながら進めること。

氏名	住所

第1次締切 9月30日(金) 第2次締切 10月7日(金)

【取扱団体】 岐阜県教職員組合連絡会議 議長 長谷川督翁

【事務局】 岐阜県岐阜市徹明通7-13 岐阜県教育会館201号 (電話058-215-7301)

揖斐郡教職員組合・岐阜県教職員組合・高山市教職員組合
飛騨市教職員組合・養老郡教職員組合